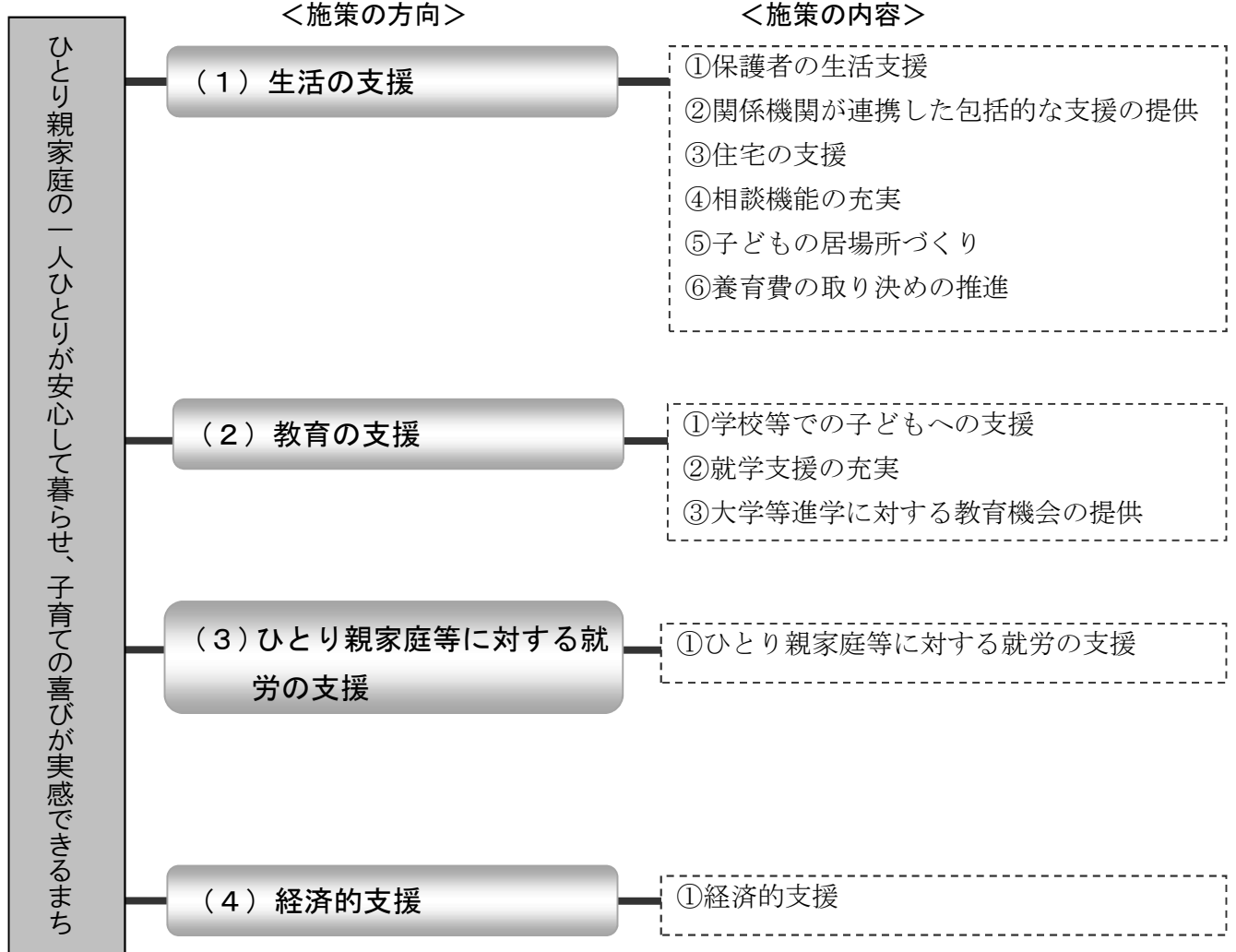


第4章 具体的な自立支援プログラム

第4章 具体的な自立支援プログラム

1. 施策の体系



東大阪市のひとり親家庭のライフステージごとの支援イメージ

離別等による生活の激変

喫緊の問題解決の支援

- 離婚相談・養育相談〔福祉事務所、多文化共生・男女共同参画課〕
- ひとり親向けの法律相談（養育費・離婚前法律相談含む）〔子ども家庭課〕
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業〔子ども家庭課〕
- 母子生活支援施設の入所〔福祉事務所〕

ひとり親家庭として新たな生活を築き始める時期

生活基盤確保の支援

- 公営住宅の申込〔府・市住宅担当課〕
- 児童扶養手当等の申請〔国民年金課〕
- ひとり親家庭医療費等の助成制度の申請〔医療助成課〕

子育てに関する支援

- 保育所（園）や認定こども園等への入所申込〔施設利用相談課〕
- 幼児教育・保育の無償化制度〔子どもすこやか部事務センター〕
- 留守家庭児童育成クラブへの入所の申込〔各事業委託団体〕
- ファミリー・サポート・センター事業〔施設給付課〕
- 病児・病後児保育事業〔施設給付課〕
- 子育て短期支援事業〔子ども見守り相談センター〕
- 養育支援訪問事業〔子ども見守り相談センター〕
- 奨学金の利用〔教育委員会・学事課、日本学生支援機構、大阪府育英会〕
- 子育て相談〔子ども見守り相談センター、保健センター、子育て世代包括支援センター「はぐくむ」、保育所、子育て支援センター、つどいの広場〕
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付〔福祉事務所〕

就業に関する支援

- 就業相談
 - 求人情報
 - 就業支援講習会
 - 資格・技能習得の経済的支援〔子ども家庭課〕
 - プログラム策定事業〔子ども家庭課、福祉事務所〕
- 〔ハローワーク、就活ファクトリー、母子家庭等就業・自立支援センター〕

子どもの進学の時節

- 就学援助〔学事課〕
- 奨学金の利用〔教育委員会・学事課、日本学生支援機構、大阪府育英会〕
- 高校授業料の実質無償化〔文部科学省、大阪府教育庁〕
- 高等教育の修学支援制度〔文部科学省〕

緊急時の支援

- ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）被害対策〔多文化共生・男女共同参画課〕
- 病気になったときの経済的、生活支援〔福祉事務所・生活困窮者自立支援相談窓口〕

2. 具体的施策の方向

【施策の方向1】生活の支援 ～くらしを応援～

施策内容（1）保護者の生活支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1（1）①	生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各福祉事務所にて相談支援を行っています。	生活福祉課 各福祉事務所
1（1）②	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合があります。	生活支援課
1（1）③	保育所（園）や認定こども園等への優先入所	未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所（園）や認定こども園等への入所の優先度を高めます。	施設利用相談課
1（1）④	病児・病後児保育事業の充実	子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり保育や看護を行います。	施設給付課 保育課
1（1）⑤	留守家庭児童育成クラブの充実	小学生（1～6年生）を対象とし、放課後に保護者が家庭にいない児童を預かり、留守家庭児童の健全な育成を図ります。	青少年教育課

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (1) ⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	<p>【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。</p> <p>【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。</p>	子ども相談課
1 (1) ⑦	ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	施設給付課
1 (1) ⑧	非婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用	税法上の寡婦（夫）控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭を支援することを目的に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。	子ども家庭課
1 (1) ⑨	幼児教育・保育の無償化制度	<p>保育所（園）、認定こども園、幼稚園などを利用する3歳児から5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの児童の利用料が無料になります。</p> <p>また、認可外保育施設を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料も無償化の対象となります。（ただし上限があります。）</p>	<p>子どもすこやか部事務センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設指導課 ・施設給付課 ・施設利用相談課 ・学校教育推進室
1 (1) ⑩	保育料減免	保育所（園）、認定こども園及び小規模保育施設に在籍する0歳から2歳の児童にかかる保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。	施設給付課

施策内容（２）関係機関が連携した包括的な支援の提供

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (2) ①	小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	地域福祉課
1 (2) ②	地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員が、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。	生活支援課 地域福祉課 子ども家庭課
1 (2) ③	母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。	子ども家庭課 各福祉事務所
1 (2) ④	コミュニティソーシャルワーカーの配置	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	地域福祉課
1 (2) ⑤	子育て世代包括支援センター「はぐくむ」	妊娠期から子育て期にわたり切れ目ないサポートを行います。妊娠・出産・子育てをするなかでわからないこと・不安なことや、保育所や遊び場についての相談など、お悩みがあれば気軽に相談できます。	母子保健・感染症課 施設給付課
1 (2) ⑥	子ども見守り相談センター	0歳～18歳の子どもとその家庭および妊産婦などを対象として社会福祉士や保健師など多様な専門職による相談支援体制を構築し、地域の関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。また、子どもの成長や発達、しつけなど子育てに関する悩みの相談や子どもの虐待の相談・通告窓口の役割も担います。	子ども相談課 地域支援課

1 (2) ⑦	養育支援訪問事業	特に養育支援が必要と思われる家庭を対象に、子育て支援員や助産師が家庭訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援(相談支援や育児・家事援助等)を行っています。	子ども相談課 地域支援課 母子保健・感染症課 保健センター
---------	----------	--	--

施策内容 (3) 住宅の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (3) ①	市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに 35 歳以下の夫婦」、「ともに 35 歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む 35 歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から 10 年間の期限付き入居を募集しています。	総務管理課

施策内容 (4) 相談機能の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (4) ①	児童家庭相談事業	市の児童虐待に係る通告窓口であり、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども見守り相談センターで、0歳から18歳までの児童及び家庭に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行っています。	子ども相談課 地域支援課
1 (4) ②	教育・発達相談事業「来所相談」	3歳半から概ね18歳までの子どもとその保護者に対し、子どもの養育や教育、発達に関する相談を行います。	教育センター
1 (4) ③	東大阪市立男女共同参画センター・イコラム(相談事業)	男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談(電話、心理面接、法律、労働、多言語)、男性のための相談(電話)を実施しています。	多文化共生・男女共同参画課

施策内容（５）子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

No.	事業名・取組内容		所管課
1（５）①	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築します。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行います。	子ども家庭課
1（５）②	生活困窮者自立支援事業（学習等支援事業）	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	生活支援課

施策内容（６）養育費確保に関する取り決めの促進

No.	事業名・取組内容		所管課
1（６）①	養育費・離婚前相談事業	離婚前相談から養育費、親権問題等ひとり親特有の相談に対し、弁護士による相談窓口を毎月開設するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて弁護士による法律相談窓口を開設し、養育費の確保及び相談支援の充実等を図っています。	子ども家庭課
1（６）②	養育費確保支援事業	継続した養育費支払いの履行確保を図ることを目的に、ひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。なお、1件当たりの補助の上限額は50,000円です。	子ども家庭課

【施策の方向2】教育の支援 ～まなびを応援～

施策内容（1）学校等での子どもへの支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2(1)①	学びのトライアル事業	生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。	学校教育推進室
2(1)②	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。	学校教育推進室
2(1)③	スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	学校教育推進室
2(1)④	スクールサポーターの配置	学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援（学習補充・特別支援教育・日本語指導・クラブ指導等）を行うスクールサポーターを配置しています。	学校教育推進室
2(1)⑤	不登校総合対策事業	東大阪市内の25中学校区全てを重点ブロックと位置づけ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、定期的に幼小中の連携会議を実施しています。また、ブロック代表者会議で各中学校区の取組等を集約し、教育相談機能の充実、教職員の資質向上を図っています。	学校教育推進室

No.	事業名・取組内容		所管課
2(1)⑥	教育支援センター事業「適応指導教室」	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談・指導を行うことにより、児童生徒の学校復帰や社会的自立をめざします。	教育センター
2(1)⑦	教育・発達相談事業「相談員派遣事業」「電話相談」	教育センターの相談員を派遣し、市立学校園における相談機能の充実を図ります。また、子どもや保護者・市民向けの電話相談窓口を設置し、子ども自身が抱える悩みや子どもの養育上の悩みに関する相談を行います。	教育センター
2(1)⑧	留守家庭児童育成事業	留守家庭児童育成事業は、労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るための事業です。本市では、平成30年度から公募により選定された事業者が運営主体となり、市の委託を受けて学校敷地内で運営しています。現在、本市では50クラブを開設しており、内31クラブは民間事業者、13クラブはNPO法人、6クラブは一般社団法人が運営しています。	青少年教育課

施策内容（2）就学支援の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
2(2)①	就学援助制度	市立小・中学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。	学事課

施策内容（3）大学等進学に対する教育機会の提供

No.	事業名・取組内容		所管課
2(3)①	東大阪市奨学金制度	経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で奨学金をお貸しする制度です。卒業後には、返還の義務が生じます。	学事課
2(3)②	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	子ども家庭課

【施策の方向3】ひとり親家庭等に対する就労の支援

施策内容（1）ひとり親家庭等に対する就労の支援

No.	事業名・取組内容	所管課	
3(1)①	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談等を実施しています。	子ども家庭課
3(1)②	母子・父子家庭自立支援給付金事業	<p>【自立支援教育訓練給付金】</p> <p>母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】</p> <p>母子家庭の母や父子家庭の父が就職の促進に効果の高い資格の取得を目指すために養成機関で修業する場合に、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給しています。</p>	子ども家庭課
3(1)③	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しています。	子ども家庭課 各福祉事務所
3(1)④	ワークサポート事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	労働雇用政策室
3(1)⑤	就活ファクトリー東大阪	39歳以下の若者と女性（女性は年齢制限無し）を対象に、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流業務を実施しています。	労働雇用政策室
3(1)⑥	保護者の学び直しの支援の検討	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために、ひとり親家庭の親の学び直しの支援を検討します。	子ども家庭課

3 (1) ⑦	若年者等トライアル雇用支援金の活用促進	国（ハローワーク）はトライアル雇用奨励金制度により、母子家庭の母等の雇入れを促進しており、本市においても、事業所に対して、若年者等トライアル雇用支援金制度により補助しており、母子家庭の母、父子家庭の父等の雇入れを促進するよう働きかけます。	労働雇用政策室
---------	---------------------	---	---------

【施策の方向4】経済的支援

施策内容（1）経済的支援

No.	事業名・取組内容		所管課
4 (1) ①	母子福祉資金、父子福祉資金の貸付	20才未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭への貸付制度です。 （貸付の種類）修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など。	子ども家庭課 各福祉事務所
4 (1) ②	ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部を助成しています。	医療助成課
4 (1) ③	児童扶養手当事業	ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が18歳に達した日以後の最初の3月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は20歳未満までです。 ※所得制限あり。	国民年金課